

第62回目黒区体育祭

春季サッカー大会競技要項

【小学生の部】

- 1 主催 目黒区・NPO 法人目黒体育協会
- 2 後援 目黒区教育委員会
- 3 主管 目黒区サッカー協会(少年の部)
- 4 日程 令和6年4月14日(日)から7月15日(祝・月)までの土・日・祝日
(雨天順延含む)
- 5 会場 目黒区立砧球技場サッカー場、中目黒公園ほか
- 6 種別 (1) 混合
(競技種目) ア 1年生の部
イ 2年生の部
ウ 3年生の部
エ 4年生の部
オ 5年生の部
カ 6年生の部
(2) 女子の部

7 競技場の規定及び方法

- (1) この要項に定めるもの以外については、(財)日本サッカー協会競技規則による。但し女子の部、1～2年生については、(財)日本サッカー協会フットサル競技規則による。
- (2) 3～6年生の部の試合は8人制競技とする。前半の試合開始時には、両チームはフィールド上に、8人の競技者が必要となる。両チームとも8人いなければ、試合は開始されない。試合の進行中に、一方または両方の競技者がいない場合でも、試合は続行される。試合は試合終了時、フィールド上に6人いれば成立する。なお、主審の許可を得て、用具を正すまたは負傷の処置で一時的に6人未満の場合はその限りではない。退場を命じられた競技者は交代要員の中からすぐに補充できる。主審は競技者の補充が行われている間は試合を停止する。1～2年生の部の試合の成立人数は、試合開始時(審判によるメンバーチェック)に3名とする。
- (3) フリーキックの際、相手チームは7メートル以上離れること。ペナルティーキックは、少年用ゴールの場合、ゴールライン中心より8メートルのポイントで行い、大人用のゴールの場合はゴールラインの中心より9メートルのポイントで行う。
- (4) 試合球は4号公認ボールとする。ただし、女子の部と、1～2年生の部のフットサル用のボールは、3号フットサルボールとする。
- (5) シンガード(すねあて)は必ず着用する。
- (6) 背番号は必ず付けること(ゼッケン可)
- (7) 一般用ゴールの競技場設営は、会場ごとに定める。
- (8) 1～2年生の部は予選リーグ戦、決勝トーナメント戦を行い1位・2位・3位(2チーム)を決定する。3～6年生の部はトーナメント方式により1位・2位・3位(2チーム)を決定する。女子の部は総当りリーグ戦により、1位・2位・3位を決定する。
- (9) 試合時間
ア 1～2年生の部 8分ハーフ(3分休憩)とする。
イ 3年生の部 15分ハーフ(5分休憩)とする。

ウ 4～6年の部 20分ハーフ（5分休憩）とする。

エ 女子の部 10分ハーフ（3分休憩）とする。

(10) 選手のエントリー数に制限はない。

(11) 下位の学年のものは、上位の学年の部に重複出場できる。しかし、上位の学年のものが下位の学年の部へ重複して出場することはできない。

(12) 参加を希望するチームは、日常的・継続的に洗足で指導できる者（成人）2名以上を登録しなければならない。また、指導スタッフは、他クラブに重複して登録することはできない。

(13) 組み合わせ抽選は代表者会議にて行う。

(14) 一つのチームで大会メンバー登録した選手は、異なるチームへ移籍後再び大会メンバーとして登録することはできない。

(15) 本大会要項に記載されていない事項については、主管団体において協議の上決定する。

- 8 参加資格 (1) 目黒区に在住・在学している小学生
(2) 目黒区サッカー協会の登録チームに所属している者
(3) 傷害保険に加入していない者は参加できない。

9 順位決定方法 (1) トーナメント方式

同点のときはPK方式（3人とする）により勝ちチームを決める。ただし、決勝戦のみ5分ハーフの延長戦を行い（1～2年生のフットサルは3分ハーフとする）、それでも決まらない場合はPK方式により勝ちチームを決める。

(2) リーグ戦方式

次の順で順位を決定する。

①勝ち点 ②得失点差 ③総得点 ④対戦成績 ⑤コイントス

なお、勝ち点の計算は、勝ち3点、引き分け1点、負け0点とする。

10 表彰 入賞は3位までとし、1位には賞状・トロフィー、2位・3位には賞状を授与する。

11 参加費 1人につき200円(登録人数分を協会へ支払う)

12 申込期間及び方法

(1) 申込期間

令和6年2月15日（木）から3月15日（金）まで

(2) 受付時間

目黒区立体育館 午前9時から午後9時まで（申込締切日は午後5時まで）

NPO法人目黒体育協会事務局 午前9時から午後4時45分まで（土日祝は除く）

(3) 所定の用紙（様式1）に必要事項を記入して、下記へ申し込む。

中央体育館 目黒本町 5-22-8 電話 03-3714-9591

駒場体育館 駒場 2-19-39 電話 03-3485-7761

区民センター体育館 目黒 2-4-36 電話 03-3711-1139

八雲体育館 八雲 1-1-1 電話 03-5701-2984

碑文谷体育館 碑文谷 6-12-43 電話 03-3760-1941

NPO法人目黒体育協会 目黒本町 5-22-8 中央体育館内

FAX : 03-5734-1032

※目黒区サッカー協会の登録チームに所属している者及び証明者が証明済の場合のみ、NPO法人目黒体育協会でもFAXでも受けてける。

FAX送信後は必ず着信を電話で確認すること。

- ア 申込書を提出するときは、エントリーする者全員の参加資格を証明する物を提示する。また、学校の資格で参加するものは、学校の責任者の証明により参加資格を証明する。なお、目黒区サッカー協会の登録チームの選手は証明する物の提示は必要としない。
- イ 同じ種別に複数のチームを申し込む場合は1チームにつき1枚申込書を提出すること。その場合チーム名の欄に、チームの区別がつくように記載すること。(たんにA、Bというようなチーム名の記載はしない。)
- ウ 各チームで申込書の写しを保管しておくこと。
- エ 締切日以降の選手の追加変更は認めない。

13 問合せ先 NPO法人目黒体育協会事務局(令和2年3月20日から22日休業、事務所移転)
 受付時間 午前9時から午後4時45分まで(※土、日、祝を除く)
 電話 03-5722-8088

14 代表者会議 (1) 日時 令和6年4月13日(土)午後7時から午後9時まで
 (2) 会場 目黒区碑文谷体育館会議室
 (3) 内容 組合せ抽選・その他注意事項

※代表者会議に欠席したチームは本大会に参加できない。

15 その他 (1) 競技中の事故については、主管者が応急処置を行い、それ以後の処置については各自傷害保険で対処すること。
 (2) 盗難等については主催者及び主管者は責任を負わないで、各自管理すること。
 (3) 参加者および応援者は、会場へ自動車で来場しないこと。
 (4) 審判については以下のとおりとする。

- ア 各チームの帯同審判は、2人を原則とする。
- イ 主審、副審はルールをよく知っている高校生以上の者が行う。審判服着用。
- ウ 審判が帯同できない場合は、前日までに本部(会場責任者)に申し出て調整してもらうこと。
- エ 3・4・5・6年生の部の審判は1人制審判とする。ただし準決勝以上は4人制とし、審判団が担当する。

(5) 運営上の注意事項は、以下のとおりとする。

- ア 会場の本部席、両サイドにベンチ席を設ける。
- イ 雨天の場合は、第1試合2時間前に両チーム責任者(1人)が会場責任者に試合の有無を確認すること。
- ウ 試合開始30分前には会場に集合すること。第1・2試合のチームは会場の設営、最終試合のチームは撤収を手伝うこと。
- エ 試合結果の集計は、会場責任者が大会担当チームに連絡すること。
- オ 棄権するチームは前日までに、大会担当チーム・会場担当チーム・対戦相手チームに連絡しなければならない。
 試合当日棄権の場合は、集まった選手・監督は会場に来ること。正規の試合と同様に整列し、担当の審判より棄権、敗戦の宣告を受けること。
- カ 大会本部のチームは、試合の記録とメンバーチェックだけではなく、事前に試合球2個の空気圧を確認して準備する。

【空気圧】6年生：0.8、5年生：0.7、4年生0.6、3年生0.6

(6) 次の注意事項を厳守すること。

- ア 会場責任者の指示は必ず守ること。
- イ 大会会場は全て禁煙とする。
- ウ ゴミは必ず持ち帰ること。

- エ ジュース、菓子会場に持ち込まないこと。
- オ 校庭の付帯施設（鉄棒等）の使用は禁止とする。
- カ グラウンド以外の施設に立ち寄らないこと。
- キ スパイク使用禁止の会場ではスパイクを使用しないこと。ただし、普段は使用できる会場でも、雨天時等条件が悪い場合は使用を禁止することがある。
- ク 会場利用時間を厳守すること。
- ケ 中央体育館競技場の場合、土足およびスパイクは使用できない。

16 個人情報の取扱いについて

- (1) 主催者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、主催者の個人情報保護方針に基づき個人情報を取り扱う。
体育祭参加者のサービスを目的として、対戦表作成、関連情報の通知、記録発表等に利用する。
また、主催者もしくは主管団体から申し込みに関する確認連絡をすることがある。
- (2) 主催者である目黒区と NPO 法人目黒体育協会は、体育祭を開催するために各々が取得し保有した個人情報（所属団体名、学校名、学年、氏名、住所、年齢、性別、記録、電話番号、肖像権等）を、相互に共同して利用する。
- (3) 体育祭の映像、写真、記事、記録等、個人情報（氏名・年齢・性別）を含む記録等において新聞、テレビ、雑誌、インターネット、パンフレット等への掲載権、使用权は主催者に属する。

以 上